

平成 28 年 2 月 22 日

各 位

会社名 鳥越製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高峰 和宏
(コード番号 2009 東証第一部・福証)
問合せ先 取締役執行役員 管理本部長 経理部長 中川 龍二三
(TEL : 092-477-7112)

(訂正) 平成 27 年 12 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

当社は、平成 28 年 2 月 9 日 15 時 00 分に発表しました表記開示資料について、訂正がありましたのでお知らせいたします。

なお、数値データについては、訂正はございません。

皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の内容 (訂正箇所には下線を付しております。)

添付資料 23 ページ 連結財務諸表に関する注記事項

(税効果会計関係)

「3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正」

(訂正前)

平成27年3月31日付で「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以降開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率の変更により、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が387,117千円減少し、当連結会計年度に計上した法人税等調整額が8,481千円、その他有価証券評価差額金が378,635千円それぞれ増加しております。

(訂正後)

平成27年3月31日付で「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以降開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率の変更により、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が389,328千円、当連結会計年度に計上した法人税等調整額が10,693千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が378,635千円増加しております。

2. 訂正の理由

税効果会計関係の注記について、記載内容に一部誤りがあったため訂正するものです。

以 上